

2020年4月

認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ
理事長 猪谷 義弘



認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ（略称 ONCC）

2020年度認定NPO法人「正会員入会」のお願い

平素は、ONCCに温かいご支援ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。
NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジでは、シニアの生きがいと元気づくりを支援し、「高齢者が高齢者を支える社会」に協力しながら、心豊かな地域コミュニティの活性化に、貢献していきます。当カレッジの活動を理解していただき、活動支援の為のお力添えをお願いします。

つきましては、地域の多くの皆さまに「正会員新規加入」のお力添えを頂きますようお願い申し上げます。

会員皆さまには、①各学科・公開講座・イベント等を優先的にご参加いただけます。

②カレッジの事業運営に関して、建設的なご意見を期待しています。

2020年度「正会員」にご入会いただけます方は、下記「正会員入会申込書」に年会費3,000円を添えて、ONCC連絡事務所又はお知り合いの役員等にお届願います。会費の振込みの場合は、下記の口座へ振込み後に「正会員入会申込書」を連絡事務所宛に、郵送にてお届けをお願い致します。（赤い「払込取扱票」にて、手数料加入者負担です）

◆ 郵便振込口座番号 0930-6-233423

加入者 NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ

認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ 事務局宛

2020年度認定NPO法人「正会員入会申込書」

私は、認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジの定款による、「正会員への入会」を申込みます。

年 月 日

フリガナ			ONCC 受講生 一般 (〇印記入下さい)
氏名			
生年月日	昭和 年 月 日		男 ・ 女
郵便番号	〒		
住所			
TEL		携帯電話	
FAX			
Eメール			

領 収 書

様

2020年 月 日

金3,000円也

但し、2020年度NPO法人「正会員」の年会費を領収いたしました。

認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ

連絡事務所 大阪府豊中市本町1-13-19 長尾第1ビル TEL 06-6151-4461

担当者印



寄附のお願い

平素は、ONCC正会員入会、継続に温いご支援ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

会員増強をお願いします傍ら、私たち大阪府北部コミュニティカレッジは、設立の理念・趣旨「助け合い・ふれあい」と「生涯学習」の実現を目指して「高齢者が高齢者をサポートする社会」の仕組みづくりに協力し地域コミュニティの活性化に貢献する活動を続けています。

また、令和元年10月30日付で大阪府4号条例指定NPO法人認証に引続き、令和2年3月2日付大阪府認定NPO法人認証を取得することができました。

これもひとえに皆さま方のご協力のお陰と深く感謝申し上げます。

その理念・趣旨実現のためにも、寄附は重要な活動資源のひとつとなっています。皆様の想いを託した寄附を、是非私たちONCCにも賜りますように心から お願いいたします。

金額 3000円以上

申込方法 豊中連絡事務所へご連絡ください。TEL 06-6151-4461
折返し、払込取扱票(払込料加入者負担)を郵送させていただきます。

条例指定・認定NPO法人 概要説明

R2.3.19

種別	条例指定NPO法人（4号指定） 期間:令和元年10月30日～5年間	認定NPO法人 期間:令和2年3月2日～5年間
根拠法	地方税法(第37条の2第1項第4号)	特定非営利活動促進法
概要	地域における民間公益活動活性化により地域課題の解決促進を図る事を目的に、地域で公益的な活動を実施するNPO法人を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、 個人府民税の税額控除 を行う。	NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人で一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う。 個人へは寄附金控除又は税額控除のいずれかの選択適用が、法人へは特別損金算入限度額の範囲内で損金算入 が認められる。
基準[抜粋]	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の活動について、積極的かつ適切に情報発信し更新していること ○年3千円以上の寄附者が年平均50人以上 ○様々な団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること ○運営組織、経理、事業活動内容が適切であること ○情報公開を適切に行っていること ○事業報告書を所轄庁に提出していること <p>下記の[欠格事由]へ該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している ○役員が禁固以上の刑に処せられたり、暴力団の構成員であるとき ○国税又は地方税の滞納処分を受けている ○暴力団又は暴力団の構成員の統制下にあるもの その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○PSTに適合すること(ONCCは「条例指定NPO法人であること」で適合) ○運営組織、経理、事業活動内容が適切であること ○情報公開を適切に行っていること ○事業報告書を所轄庁に提出していること
メリット	<p>条例指定NPO法人に寄附をした場合、原則として、寄附金から2千円を引いた額の「4%」を府民税から控除できる (確定申告が必要)</p> <p>【例】 ONCCに「1万円」寄附した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>$(10,000円 - 2,000円) \times 4\% = 320円$</p> <p>※寄附金の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度</p> </div> <p>※大阪府と市町村双方が指定した寄附金の場合は10%が控除されるが大阪府内には市町村が指定した寄附金はない</p>	<p>認定NPO法人に寄附をした場合</p> <p>【個人の場合】 ONCCに「1万円」寄附した場合</p> <p>①所得控除の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>$10,000円 - 2,000円 = 8,000円$ 寄付金控除額</p> <p>※寄附金の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度</p> </div> <p>②税額控除の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$ 税額控除額</p> <p>※1寄附金の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度</p> <p>※2税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度</p> </div>

【法人の場合】

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。

限度額計算式：

①資本がある法人

$$\text{(期末資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

②資本がない法人

$$\text{所得金額} \times 6.25\%$$

※ 所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整をした額)+寄附金の支出額

[参考] 一般の寄附金に係る損金算入限度額

①資本がある法人

$$\text{(期末資本金の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

②資本がない法人

$$\text{所得金額} \times 1.25\%$$

モデルケース

①資本金の額 2,000万円、所得金額 2,000万円

特別損金算入限度 66.3万円

一般限度額 13.8万円

②資本金の額 1,000万円、所得金額 1,000万円

特別損金算入限度 33.1万円

一般限度額 6.9万円

③資本金の額 300万円、所得金額 0

特別損金算入限度 0.6万円

一般限度額 0.2万円

④資本金の額 0、所得金額 1,000万円

特別損金算入限度 62.5万円

一般限度額 12.5万円